

# 一般貨物の増減車ルールが変わります（重要）

平成30年12月に改正された貨物自動車運送事業法により、  
**令和元年11月1日**から、営業所に配置する事業用自動車の**減車**  
または**増車**については、次の要件に該当する場合は、届出では  
なく**認可を受ける必要があります**。

(1) **最低車両数（5両）を下回る場合**（霊柩、一般廃棄物は除きます。）

例① 10両→7両（3両減車）の場合・・・届出

例② 10両→3両（7両減車）の場合・・・認可申請

**※減車により最低車両数（5両）を下回る場合は、原則として認められません。**

ただし、災害等により車両が使用不要となりこれに代わる他の車両が確保される場合に限り認めます。

(2) **増車する車両数※**が、申請日から起算して3ヶ月前時点の車両数の30%以上であり、  
かつ、11両以上である場合

**※増車する車両数とは**、今回変更する数と3ヶ月以内に増加した数を合算した数をいいます。

例③ 10両→12両（2両増車）の場合＝ 20%・・・届出（30%未満）

例④ 10両→15両（5両増車）の場合＝ 50%・・・届出（30%以上だが10両以下）

例⑤ 37両→48両（11両増車）の場合＝ 29%・・・届出（11両以上だが30%未満）

例⑥ 36両→47両（11両増車）の場合＝ 30%・・・認可申請（30%以上かつ11両以上）

(3) **増車については以下に該当する場合**

イ 申請者と法第5条第3号に準ずる密接な関係者が貨物運送事業の許可取消し後5年を経過しない者である場合

ロ 変更に係る営業所の行政処分の累積点数が12点以上である場合

ハ 変更に係る営業所が、申請日前1年間に、地方貨物自動車運送適正化事業実施機関による巡回指導の総合評価で「E」の評価を受けている場合

□令和元年11月1日から審査基準の変更とあわせて申請様式等が変更になります。

新様式は、10月下旬までに当支局のホームページに掲載する予定です。

詳しくは福井運輸支局輸送・監査担当までお問い合わせください。(TEL:0776-34-1602)

# お知らせ（重要）

平成30年12月に改正された貨物自動車運送事業法により、  
**令和元年11月1日から、事業用自動車の増車や事業規模の拡大**  
となる変更を行う場合については、一定の項目に関して**宣誓書の**  
**添付が必要**となります。

## （1）事業用自動車の増車を行う場合に、宣誓していただく項目（様式例2）

- ・ 密接関係者が貨物自動車運送事業の「許可の取消処分」を受けて5年を経過しない者でないこと
- ・ 申請に係る営業所における行政処分の累積違反点数が12点以上でないこと
- ・ 申請に係る営業所における申請日前1年間の巡回指導による評価が「E」でないこと
- ・ 公示基準に定める一定規模以上の増車に該当しないこと

※上記項目のうち一つでも当てはまらない場合は、届出ではなく認可申請となります。

## （2）事業規模の拡大となる変更を行う場合に、宣誓していただく項目（様式例3）

- ・ 一定の期間において、申請地を管轄する運輸局長又は運輸支局長より行政処分を受けていないこと
- ・ 一定の期間において、申請に係る営業所における巡回指導による評価が「E」でないこと  
(※全ての指摘事項について改善報告を行っている場合は除く)
- ・ 申請に係る営業所において、自らの責による重大事故を発生させていないこと
- ・ 申請に係る営業所が所在する運輸支局管内の全ての営業所に配置する事業用自動車について、車検証の有効期限切れがないこと
- ・ 事業報告書、実績報告書や運賃料金属届出に関して届出・報告義務違反がないこと
- ・ 運賃と料金の範囲が明確に定められた約款を使用していること

詳しくは福井運輸支局輸送・監査担当までお問い合わせください。(TEL:0776-34-1602)

中部運輸局長 殿  
福井運輸支局長 殿

## 宣 誓 書

貨物自動車運送事業法第9条に基づき、事業用自動車に関する事業計画を変更するにあたっては、以下の項目について相違ないことを宣誓いたします。

- 1 貨物自動車運送事業法第5条第3号に準ずる密接な関係を有する者が一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業の許可の取消しを受け、その取消しの日から5年を経過しない者である。  はい  いいえ
- 2 変更に係る営業所における行政処分 of 累積違反点数が12点以上である。  はい  いいえ
- 3 変更に係る営業所について、申請日前1年間に、地方貨物自動車運送適正化事業実施機関が行う巡回指導による総合評価において、「E」の評価を受けている。  はい  いいえ
- 4 変更に係る事業用自動車の数と申請日前3ヶ月以内において増加した事業用自動車の数との合計が、申請日から起算して3ヶ月前時点における同一営業所に配置する事業用自動車の数の30%以上となる。(当該合計が10両以下であるときを除く。)  はい  いいえ

### 項目4の算定根拠

営業所	申請後の配置車両数 (a)	申請日から起算して3ヶ月前時点の配置車両数 (b)	当該合計 (c)=(a)-(b)	割合 (c)÷(b)×100

令和 年 月 日

住 所 \_\_\_\_\_

氏名又は名称 \_\_\_\_\_

代 表 者 \_\_\_\_\_

印

中部運輸局長 殿  
福井運輸支局長 殿

## 宣 誓 書

貨物自動車運送事業法第9条に基づき、事業用自動車に関する事業計画を変更するにあつては、以下の項目について相違ないことを宣誓いたします。

- 1 申請日前6ヶ月間(悪質な違反の場合は1年間)又は申請日以降に、当該申請地を管轄する地方運輸局長(沖縄総合事務局長を含む。)又は当該申請地を管轄する地方運輸局内の支局長(運輸監理部長を含む。)から貨物自動車運送事業法又は道路運送法の違反による自動車その他の輸送施設の使用停止以上の処分又は使用制限(禁止)処分を受けた者(当該処分を受けた者が法人である場合における当該処分を受けた法人の処分を受ける原因となった事項が発生した当時、現に当該処分を受けた法人の業務を執行する役員として存在していた者を含む。)ではないこと。
- 2 申請日前3ヶ月間又は申請日以降に、申請に係る営業所(営業所の新設を行う場合にあっては、申請地を管轄する地方運輸局内における全ての営業所)に関し、地方実施機関が行う巡回指導による総合評価において「E」の評価を受けた者でないこと(当該巡回指導により指摘を受けた全ての項目について、当該巡回指導に係る地方実施機関に対して改善報告を行っている場合を除く。)
- 3 申請日前3ヶ月間又は申請日以降に、当該申請に係る営業所に関して、自らの責による重大事故を発生させていないこと。
- 4 申請に係る営業所を管轄する運輸支局内における全ての営業所に配置している事業用自動車について、有効な自動車検査証の交付を受けていること(特別な事情がある場合を除く。)
- 5 法第60条第1項及び同項に基づく貨物自動車運送事業報告規則による事業報告書、事業実績報告書及び運賃・料金の届出並びにその他の報告の徴収について、届出・報告義務違反がないこと。
- 6 施行規則第12条に該当する場合を除き、運送の役務の対価としての運賃(以下「運賃」という。)と運送の役務以外の役務又は特別に生ずる費用にかかる料金(以下「料金」という。)とを区分して收受する旨が明確に定められている運送約款を使用していること。

令和 年 月 日

住	所		
(法人)	名	称	印
代	代	表	
(役員)	住	所	印
	氏	名	
(役員)	住	所	印
	氏	名	
(役員)	住	所	印
	氏	名	

中部運輸局長 殿  
福井運輸支局長 殿

## 宣 誓 書

貨物自動車運送事業法第9条に基づき、事業用自動車に関する事業計画を変更するにあたっては、以下の項目について相違ないことを宣誓いたします。

- 1 申請日前6ヶ月間(悪質な違反の場合は1年間)又は申請日以降に、当該申請地を管轄する地方運輸局長(沖縄総合事務局長を含む。)又は当該申請地を管轄する地方運輸局内の支局長(運輸監理部長を含む。)から貨物自動車運送事業法又は道路運送法の違反による自動車その他の輸送施設の使用停止以上の処分又は使用制限(禁止)処分を受けた者(当該処分を受けた者が法人である場合における当該処分を受けた法人の処分を受ける原因となった事項が発生した当時、現に当該処分を受けた法人の業務を執行する役員として存在していた者を含む。)ではないこと。
- 2 申請日前3ヶ月間又は申請日以降に、申請に係る営業所(営業所の新設を行う場合にあつては、申請地を管轄する地方運輸局内における全ての営業所)に関し、地方実施機関が行う巡回指導による総合評価において「E」の評価を受けた者でないこと(当該巡回指導により指摘を受けた全ての項目について、当該巡回指導に係る地方実施機関に対して改善報告を行っている場合を除く。)
- 3 申請日前3ヶ月間又は申請日以降に、当該申請に係る営業所に関して、自らの責による重大事故を発生させていないこと。
- 4 申請に係る営業所を管轄する運輸支局内における全ての営業所に配置している事業用自動車について、有効な自動車検査証の交付を受けていること(特別な事情がある場合を除く。)
- 5 法第60条第1項及び同項に基づく貨物自動車運送事業報告規則による事業報告書、事業実績報告書及び運賃・料金の届出並びにその他の報告の徴収について、届出・報告義務違反がないこと。
- 6 施行規則第12条に該当する場合を除き、運送の役務の対価としての運賃(以下「運賃」という。)と運送の役務以外の役務又は特別に生ずる費用にかかる料金(以下「料金」という。)とを区分して収受する旨が明確に定められている運送約款を使用していること。

令和 年 月 日

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

印